大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和５年３月６日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

高槻市成合南土地区画整理事業６街区４－１画地ほか

（仮称）万代高槻インター店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和４年10月20日（令和４年大阪府告示第1308号）

３　高槻市の意見の概要

　(1)　駐車場及び駐輪場の収容台数並びに案内経路等について、開発事業の手続等に関する条例及び本条例に基づき締結した覚書を遵守すること。

(2)　騒音対策として、早朝における荷さばき施設からの騒音の問題が周辺に生じないよう配慮すること。

(3)　廃棄物保管施設の位置及び容量等について、高槻市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例及び高槻市廃棄物の減量及び適正処

　 理等の推進に関する条例を遵守すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和５年３月６日から同年４月６日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

高槻市桃園町２番１号

高槻市街にぎわい部産業振興課及び高槻市総務部法務ガバナンス室